

令和6年度茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務  
委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、茨城県が発注する「令和6年度茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務委託」において、プロポーザル（提案）方式を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名 令和6年度茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務委託

(2) 業務の内容

別添「令和6年度茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和6年12月31日（火）まで

3 提案額

4,972,000円（うち消費税及び地方消費税の額 金452,000円）以内

なお、この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

4 プロポーザルの実施方法

(1) プロポーザルの参加申し込み手続き

プロポーザルへの参加を申し込む者は、令和6年4月26日（金）午後5時（必着）までに、「プロポーザル参加申込書（様式1）」、「プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式2）」、「類似業務の実績（様式3）」及び「会社の概要（様式6）」を、次の担当部局あて郵送又は電子メールにより提出すること。

(担当部局)

茨城県県民生活環境部環境政策課 生物多様性センター

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電話 029-301-2940 FAX 029-301-2948

電子メール tayousei@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 質問の受付等

質問は、質問書（様式4）を以下により提出するものとする。

なお、質問書を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

①提出期限 令和6年4月22日（月）午後5時まで

②提出先 4（1）の担当部局に同じ。

電子メールで送付するとともに電話により連絡すること。

③回答方法等

ア 質問に対する回答日時 令和6年4月25日（木）午後5時まで

イ 質問に対する回答方法 電子メールにより回答する。

(3) プロポーザルの参加決定

プロポーザルへの参加承認の可否については、令和6年5月2日（木）午後5時までに参加申込書に記載されたメールアドレスあて電子メールにて通知する。

なお、参加を承認した者に対しては、プレゼンテーション開催日時・場所についても併せて通知する。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルの参加を承認された者は、5に示す提出書類を令和6年5月10日（金）午後5時までに、持参又は郵送等により担当部局あてに提出すること。

(5) プレゼンテーションの実施

「茨城の生物多様性地域戦略アクションプラン案策定支援業務委託に係るプロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)において、提出された企画提案書等の説明を受け、その提案内容等について審査を行う。

## 5 提出書類

(1) プロポーザル提出書（様式5） 1部

(2) 企画提案書 5部（下記の事項を記載、A4版10ページ程度）

① アクションプラン案策定の考え方

- ・本県の環境全般に関する特徴と課題
- ・本県の現況等を踏まえた次期計画の構成と特徴
- ・国や他県の動向及び本県の地域特性等を踏まえた対策についての考え方

② 工程計画

- ・想定業務等について工程表の形式で記載

③業務実施体制

- ・全体の指導・監督等について、人員配置や役割、業務の流れ等
- ・また、実際に業務を行う予定者、その者の担当業務、所属・役職、類似業務の経験等

④再委託の有無及び予定

※作成に当たっての留意事項

- ・プロポーザル提出書（様式5）の内容は、3の提案額の範囲内で提案すること。
- ・専門的な用語に偏った表現や抽象的な表現を極力排除し、可能な限り具体的で簡潔に記述すること。なお、カタログのみの提案や実現可能性の乏しい提案は行わないこと。
- ・プロポーザル提出書（様式5）に記載する事項は、契約時の仕様に盛り込むことを前提として、確実に提案者が実現できる内容を記載すること。
- ・プロポーザルは1者につき1提案とする。

(3) 見積書（消費税を含む） 5部

- ・様式は任意とし、内訳を付すること

## 6 委託業者の決定

(1) 審査会において、提案内容等を総合的に勘案して、委託業者を決定する。

また、その際、見積額が予定価格の範囲内であることを要件とする。

(2) プレゼンテーションは、令和6年5月17日（金）に行う予定であるが、詳細については、4（2）の参加資格の結果とともに電子メールにより通知する。

(3) 追加提案の説明及び追加資料の配付は認めない。

- (4) 採否が決定した場合、速やかに通知する。
- (5) 審査内容については、公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

## 7 その他

- (1) 契約書を作成する。
- (2) 提出書類の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 提出されたプロポーザル提出書（様式5）については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出されたプロポーザル提出書（様式5）は返却しない。
- (5) 提出されたプロポーザル提出書（様式5）は、業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあるが、アイデアを含め、それ以外には使用しない。
- (6) プロポーザル提出書（様式5）に虚偽の記載をした場合には、プロポーザル提出書（様式5）を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (7) 採択されたプロポーザル提出書の著作権は茨城県に帰属する。
- (8) 企画提案の作成にあたっては、下記の①～⑧を参考とすること。
  - ①生物多様性国家戦略 2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～（令和5年3月）
  - ②生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改訂版）（令和5年5月）
  - ③ネイチャーポジティブ経済移行戦略（令和6年3月）
  - ④茨城の生物多様性戦略（平成26年10月）
  - ⑤茨城県総合計画（令和4年3月）
  - ⑥第4次茨城県環境基本計画（令和5年3月）
  - ⑦令和4年版環境白書
  - ⑧茨城県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月）